

# CHUOH TRY+ANGLE

知っ得通信

2013年11月20日発行 編集・発行：中央教育研究所(株) 〒732-0811 広島市南区段原2-15-5 <http://www.chuoh-kyouiku.co.jp/>



## 中土井鉄信の「地域一番の繁盛塾になるための最強法則」 vol.21

### <来年度は、今年度の倍返し以上にやらないと結果は出ない!>

今回は、ちょっと恐ろしいデータから話をスタートしましょう!

下記の表は、経済産業省が実施している「特定サービス産業動態統計調査」のものです。このデータは、学習塾業界全体の動向をみるのにしばしば使われる代表的なものです。さて、このデータからわかる2013年は、どういう年であったか、ちょっと振り返ってみたいと思います。

|                |    | 受講料収入<br>(百万円) | 受講料収入<br>/前年同月比 | 受講生数      | 受講生数<br>/前年同月比 |
|----------------|----|----------------|-----------------|-----------|----------------|
| 平成24年<br>2012年 | 1月 | 37,191         | 3.1             | 1,073,024 | 2.2            |
|                | 2月 | 25,782         | 2.5             | 968,939   | 1.8            |
|                | 3月 | 28,078         | 5.5             | 915,284   | 4.3            |
|                | 4月 | 25,926         | 3.3             | 921,351   | 3.8            |
|                | 5月 | 23,600         | 1.6             | 934,996   | 3.8            |
|                | 6月 | 25,154         | ▲ 0.2           | 948,280   | 3.7            |
|                | 7月 | 35,304         | 3.0             | 986,720   | 2.4            |
|                | 8月 | 44,567         | 2.0             | 1,044,655 | 2.2            |
| 平成25年<br>2013年 | 1月 | 37,872         | 1.8             | 1,089,127 | 1.5            |
|                | 2月 | 25,387         | ▲ 1.5           | 992,834   | 2.5            |
|                | 3月 | 27,993         | ▲ 0.3           | 909,199   | ▲ 0.7          |
|                | 4月 | 25,445         | ▲ 1.9           | 907,086   | ▲ 1.5          |
|                | 5月 | 22,936         | ▲ 2.8           | 925,416   | ▲ 1.0          |
|                | 6月 | 24,805         | ▲ 1.4           | 943,662   | ▲ 0.5          |
|                | 7月 | 34,341         | ▲ 2.7           | 982,531   | ▲ 0.4          |
|                | 8月 | 44,397         | ▲ 0.4           | 1,033,888 | ▲ 1.0          |

▲がついているものが、前年同月比マイナスの数値です。「受講生数」をみると、今年3月の受講生数は、去年の同月に比べ0.7%減少していることがわかります。同様に、4月はマイナス1.5%、5月はマイナス1.0%、6月はマイナス0.5%、7月はマイナス0.4%、8月はマイナス1.0%。つまり、今年の8月まで受講生数は去年の実績をずっと下回っていたのです。今年の募集期は、大苦戦したことがこのデータからもわかります。

今年の状況は例年と比べるとどうなのか、そこが問題です。学習塾に関する「特定サービス産業動態統計調査」は2004年からスタートし、約10年が経っていますが、「受講生数」が、前年同月比でマイナスを記録したのは12回しかありません。前年同月比で受講生数が減ったのは、今年度の6回を除けば、2009年6月、10月、11月、12月、2010年3月、4月のみです。今年度の3月以降のように6か月間も連続してマイナスを記録したのは異例中の異例だということです。

付け加えておけば、4月に行われた全国学力調査によれば、中学生が塾に通っていない割合は、39.8%で約4割に上っています。この数値は、2007年に次ぐ高さなのです。

どうしてこのように出遅れてしまったのでしょうか。

ここからは、推測の域を出ませんが、アベノミクスの効果が出てから、学習塾に通わせようと思っていた保護者が多かったのではないかとということです。つまりアベノミクスの「効果待ち」、「様子待ち」、そして、勉強に困っ

てから塾に通わせようとする「我慢待ち」だったのではないのでしょうか。通信教材にも、当然、多くの生徒が流れているはずです。

それでは、2014年は、どうなるでしょうか。

皆さんもご承知の通り、消費税が、5%から8%に引き上げられます。この消費税増税は、生徒募集には非常に大きな影響になるはずで、消費税8%が生徒・保護者の入会に強いブレーキとなるはずで、「まだ、そんなに焦ることはないわ。わからなくなったら塾に入ればいいのよ」という顧客の意識が新年度募集の時期からどんどん強くなっていくはずで、

だとすれば、今年の傾向がさらに強まる可能性が高いことが予想されます。つまり来年も入塾に対する出足の遅さが懸念されるということです。この状況に学習塾が対処するには、2月から4月までの従来の集客活動時期を7月まで拡大する準備をすることです。従来の学習塾の最大の募集期間が、来年から明らかに変わっていくと思っておいたほうがよいということです。

今後は、新年度集客は、7月までになるということです。そのための資金をこの冬期講習で稼ぐことが重要なことかもしれません。ぜひ、冬期講習で成功をし、来期に向けて

万全の準備をしていきましょう!

備えあれば憂いなしです。

**【あとがき】**

生徒の学習と同じように、学習塾の今の業務は、常に先を見据えて行われなければなりませんね。

さて、来年を見据えて、人材の補充や新規の職員募集をお考えの貴塾に必ず目を通していただきたいのが、弊社MBAが提供する「短期・即戦力 社員育成研修」です。これは、塾経験がない新規の職員を6か月で室長までの視点とスキルを身につけるという研修プログラムです。まずは、資料請求をどうぞ。

**【資料請求・お問合せ先】**

(資) マネジメント・ブレイン・アソシエイツ 担当：柄澤

↓ ↓ ↓

<http://www.management-brain.com/2013/>

電話 045-651-6922 (10:00 ~ 19:00)

e-mail: mailadm@management-brain.co.jp



公立中高一貫校入試の対策で真っ先にすべきことは何か?と問われたとき、ほとんどの先生方は作文とお答えになるでしょう。適性検査問題は、作文指導の先にあるとお考えの先生も多いかもしれません。確かにその通りです。たかだか 400～600 字程度の作文が書けないで、公立中高一貫校に合格できると思うな!という声さえ聞こえてきそうです。

しかし、作文は適性検査問題以上に指導が難しいと私たちは考えています。もちろん、原稿用紙を埋めることだけならば、書く訓練を積めば、それこそ誰でも書けるようになります。問題となるのは作文の中身です。合格からはほど遠い内容に終始している受験生(受検生)が多いのが現実です。そこで、数回に分けて作文指導のハウツーについて考えてみたいと思います。

作文指導において、どの塾でも「自分の意見を述べたら、理由と体験を書きましょう」と教えるはずですが。その通り、作文において書くべきことは「自分の意見」「理由」「体験(具体例)」のたった3つです。ただし、体験という言葉は、いささか説明不足です。それよりも「証拠」と言ったほうが適当でしょう。

作文指導において、よく引用される具体例があります。それは裁判です。刑事裁判で考えてみましょう。原告となる検察官は、被疑者を被告人として裁判所に起訴し、被告人への刑罰を要求します。そのとき、検察官は、「被告人は、2013年11月1日未明、東京駅にて当時50歳の大阪太郎さんを鋭利な刃物で殺害した」と主張します。しかし、それだけで被告人を有罪にすることはできません。日本国憲法第38条③に規定されているように、すべての裁判は証拠に基づいて行われ、証拠がなければ有罪にはならないからです。

まず、検察官は「被告人と大阪太郎さんは、すれ違いざまに肩と肩がぶつかって『どこ見て歩いてんだ!』と口論になった…」と、殺害にいたる理由を述べます。しかし、これだけでは検察官のフィクションに過ぎません。求められるのは証拠です。被告人が大阪太郎さんを殺害したときに用いたと判断できる凶器、そこに付着していた指紋鑑定書、防犯カメラの録画映像などを、検察官は証拠として裁判所に提出します。つまり、この証拠こそが、「被告人は、2013年11月1日未明、東京駅にて当時50歳の大阪太郎さんを鋭利な刃物で殺害した」という主張の裏づけとなるのです。

一方、被告人は弁護士といっしょに無罪を要求するかもしれません。「防犯カメラに写っている人物は他人だ。なぜなら、私はその日その時間、福岡次郎さんといっしょにいた」と主張して、福岡次郎さんの証人喚問を要求するかもしれません。そのとき、福岡次郎さんといっしょにいた証拠が提出されるかもしれません。その証拠の信憑性が確認されれば、検察官が提出した防犯カメラの録画映像は、逆に何の証拠能力も持たなくなります。

体験とは、主張を裏づける証拠でなければなりません。しかし、子どもたちの作文を読んでいると、説得力がまるでない証拠を挙げている例が多く見受けられます。

「最も大切なものは何か?」と問われて、「それは友達である」という主張を展開するとします。理由は「友達といると楽しいから」、証拠は「いっしょにサッカーをして遊んだとき、楽しかった」としましょう。

さて、この理由と証拠で、結論である主張を導き出すことはできるでしょうか。無論、それは無理です。では、どのような理由と証拠を挙げればよいのでしょうか。

いえいえ、それよりも、主張の設定にそもそも無理があると考えるのも一案です。理由や証拠が不十分な被疑者を検察官は起訴しません。それと同じです。

もちろん、公立中高一貫校入試に限らず、作文に記す内容は、人の心の中にあるものが中心なので、裁判での証拠のように、「これが動かしがたい証拠だ」と机を叩くことはできないかもしれません。しかし、容易に反論できる証拠や理由を挙げたところで、高得点が狙える作文にはなりません。

検察官も弁護士も、裁判所に提出する証拠は、自分たちが公判を進めるうえで有利になるものに限られるはずですが。それと同じで、自分の意見、理由、証拠に挙げるネタは、自分たちが作文をまとめていくうえで有利になるものに絞らなければなりません。あれもこれも書いてはいけないのです。書くべきネタを吟味することが、作文指導の醍醐味なのかもしれません。

(つづく)